

集中減算における正当な理由について

(公益社団法人京都府介護支援専門員会と協議済)

サービス名称	「サービスの質が高いこと」に該当する 正当な理由 (<u>下線部</u> が包括に意見, 助言を求める部分)	可否	判断した理由
訪問介護	吸引・経管栄養に対応できる訪問介護員が在籍している事業所であり、 <u>吸引等を必要とする利用者の場合。</u>	○	「サービスの質が高いこと」として客観的に明確であり、正当な理由として適当である。
訪問介護	土日・祝日も営業しており、「緊急時訪問介護加算」の算定実績がある場合（例えば連続して3月または〇%以上）	×	加算の取得のみをもって正当な理由⑤として認めることについては、「加算の取得のみで正当な理由に該当すると認めることはのぞましくない」旨の回答を厚生労働省から得ていることから、採用は難しい。また、数字を設定する根拠付けが必要となるため、採用は難しい。
訪問介護	「障がい者総合支援」のサービス提供事業所である場合。	×	障害福祉サービスを提供していることそのものが「サービスの質が高いこと」といえるかどうかは不透明なところがあること及び紹介率最高法人に限定しなくても、障害福祉サービスを提供できる介護保険事業所そのものは一定あると考えられ、一律に適用することはできない。
訪問介護	「特定事業所加算Ⅰ」を算定している場合。	×	加算の取得のみをもって正当な理由⑤として認めることについては、「加算の取得のみで正当な理由に該当すると認めることはのぞましくない」旨の回答を厚生労働省から得ていることから、採用は難しい。

サービス名称	「サービスの質が高いこと」に該当する 正当な理由 (<u>下線部</u> が包括に意見，助言を求める部分)	可否	判断した理由
訪問看護	「緩和ケア認定看護師」「認定訪問看護師」「特定行為にかかる看護師研修を修了した者」等，専門的な資格を有する看護師が配置されている事業所であり， <u>利用者の個別の医療ニーズがある場合。</u>	○	「サービスの質が高いこと」として客観的に明確であり，正当な理由として適当であると考える。
訪問看護	主治医が連携を図りやすいなどの理由で，「訪問看護指示書」または「居宅介護計画連絡票等」に事前に訪問看護事業所名を記載している場合。	○	主治医がサービスの質が高いため医療連携を図りやすいと判断し，事前に訪問看護事業所を指名したことを，集中減算の適用を受けないためという理由だけでケアマネ側が覆すことは困難であるため。
訪問看護	「看護体制強化加算」または「機能強化型訪問看護ステーション」である場合。	×	加算の取得のみをもって正当な理由⑤として認めることについては，「加算の取得のみで正当な理由に該当すると認めることはのぞましくない」旨の回答を厚生労働省から得ていることから，採用は難しい。また，「機能強化型訪問看護ステーション」を正当な理由として認める件については，国が平成27年度報酬改定Q&A（V o 1. 2）の間32（緑本527頁）で否定的な見解を示している。

サービス名称	「サービスの質が高いこと」に該当する 正当な理由 (<u>下線部</u> が包括に意見，助言を求める部分)	可否	判断した理由
訪問看護，訪問 リハビリテー ション，通所リ ハビリテーシ ョン	言語聴覚士が配置されている事業所であり， <u>利用者の個別の医療ニーズがある場合。</u>	○	「サービスの質が高いこと」として客観的に明確であり，正当な理由として適当である。
訪問リハビリ テーション，通 所リハビリテ ーション	①「リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ」の算定実績が○%以上ある場合。 ②「社会参加支援加算」の算定実績がある場合。	×	加算の取得のみをもって正当な理由⑤として認めることについては，「加算の取得のみで正当な理由に該当すると認めることはのぞましくない」旨の回答を厚生労働省から得ていることから，採用は難しい。
通所介護	「中重度者ケア体制加算」「認知症加算」「若年性認知症利用者受入体制加算」のいずれかを算定している場合。	×	加算の取得のみをもって正当な理由⑤として認めることについては，「加算の取得のみで正当な理由に該当すると認めることはのぞましくない」旨の回答を厚生労働省から得ていることから，採用は難しい。
通所介護	サービス提供時間帯を通じて看護職員が配置され， <u>医療的処置（経管栄養・吸引・インシュリン注射等）が必要な利用者である場合。</u>	○	「サービスの質が高いこと」として客観的に明確であり，正当な理由として適当である。

サービス名称	「サービスの質が高いこと」に該当する 正当な理由 (<u>下線部</u> が包括に意見，助言を求める部分)	可否	判断した理由
通所介護	サービス提供時間が，利用者の希望により選択できる体制にある場合。	×	複数のサービス提供時間に対応できるため，人員配置が手厚いことの証明にはなるが，「サービスの質が高いこと」の説明としては弱い。また，サービス提供時間の異なる事業所の選択肢も一定数あると想定されるため。
短期入所生活介護，短期入所療養介護（老健施設に限る）	サービス提供時間帯を通じて看護職員が配置されている事業所であり， <u>経管栄養，吸引，インシュリン注射，じょくそうの処置等，医療的な処置を必要とする利用者の場合。</u>	○	「サービスの質が高いこと」として客観的に明確であり，正当な理由として適当である。
福祉用具貸与	年中無休又は緊急時対応が可能な体制にあり，利用者がターミナル等である場合。	×	いずれも人員配置が手厚いことの証明にはなるが，「サービスの質が高いこと」といえるかどうか疑義がある。また，本件事例を正当な理由として採用すると，結果として大規模な法人に利用者が集中する可能性があり，適切ではない。
福祉用具貸与	福祉用具専門相談員が○人以上配置されており，利用者の要望に迅速に対応できる場合。	×	人員配置が手厚いことの証明にはなるが，「サービスの質が高いこと」といえるかどうか疑義がある。また，「○人」を何人と規定すればよいか，設定することが困難である。